

成田国際空港周辺地域における 航空機騒音対策基本方針

平成30年12月18日

千 葉 県

目 次

一	目的	1
二	航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の位置及び区域に関する 基本的事項	1
	1 航空機騒音障害防止地区とすべき地域	
	2 航空機騒音障害防止特別地区とすべき地域	
三	航空機の騒音により生ずる障害の防止に配慮した土地利用に関する基本的事項	2
	1 土地利用を定める地域の範囲	
	2 土地利用の基本的な方向	
	(一) 生活環境の保全	
	(二) 地域振興	
	3 土地利用対象地域の地区区分とその土地利用の方向	
	(一) 防止特別地区	
	(二) 防止地区（防止特別地区を除く。）	
	(三) 防止地区と一体的に土地利用を図るべき地域	
四	施設の整備に関する基本的事項	7
	1 航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設	
	2 生活環境施設	
	3 産業基盤施設	
	4 国土保全施設	
	5 スポーツ又はレクリエーションに関する施設	
	6 その他地域の振興に寄与する施設	
五	各市町の土地利用と施設の整備	9
	成田市	
	山武市	
	香取郡 多古町	
	山武郡 芝山町	
	山武郡 横芝光町	

成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針

一 目的

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和53年法律第26号。以下「騒特法」という。）第3条の規定により、成田国際空港（以下「成田空港」という。）周辺地域のおおむね10年後における航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及びこれと一体的に土地利用を図るべき地域について、航空機の騒音により生ずる障害の防止に配意した適正かつ合理的な土地利用を推進し、もって成田空港周辺地域の住民の生活環境の保全及び地域と成田空港の調和ある発展を図るため、その基本となる事項について定める。

二 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の位置及び区域に関する基本的事項

1 航空機騒音障害防止地区とすべき地域

航空機騒音障害防止地区（以下「防止地区」という。）とすべき地域は、成田市及び山武市並びに香取郡多古町並びに山武郡芝山町及び横芝光町の各一部の区域で、添付図面に表示するとおりとする。

2 航空機騒音障害防止特別地区とすべき地域

航空機騒音障害防止特別地区（以下「防止特別地区」という。）とすべき地域は、成田市及び山武市並びに香取郡多古町並びに山武郡芝山町及び横芝光町の各一部の区域で、添付図面に表示するとおりとする。

なお、防止特別地区については、騒特法第5条の規定による建築の制限等、第7条の規定による損失の補償、第8条の規定による土地の買入れ及び第9条の規定による移転の補償等が、住民の生活環境に影響を与えることから、成田空港問題円卓会議（以下「円卓会議」という。）の合意事項を踏まえ、集落の一体性に十分配慮し、設定したところである。

三 航空機の騒音により生ずる障害の防止に配慮した土地利用に関する基本的事項

1 土地利用を定める地域の範囲

土地利用を定める地域の範囲は、防止地区及びこれと一体的に土地利用を図るべき地域（以下「土地利用対象地域」という。）とし、山武郡芝山町及び横芝光町の全部の区域並びに成田市及び山武市並びに香取郡多古町の各一部の区域で、添付図面に表示するとおりとする。

2 土地利用の基本的な方向

土地利用対象地域における土地利用は、成田空港の機能の拡充及び交通体系の整備に伴って、工業、商業及びサービス業の用地並びに住宅用地としての利用が増加してきたが、地域の主要な産業である農業のための土地利用は、畑作農業を中心に生産性の高い農業が展開されてきたものの、農業を取り巻く環境の変化、農業後継者の不足、騒音を理由とする移転の進展等に伴い、減少してきた。

また、成田空港の運用、都心と成田空港を結ぶ道路及び鉄道の整備等によって空港周辺地域における土地利用の違いが明らかになるとともに、土地利用対象地域の一部には、住宅地等の無秩序な開発が進むなどの問題も生じている。

これらの問題は、騒音対策、環境対策及び交通網の整備の問題と合わせて円卓会議において議論され、地域と成田空港の共生の方向性が成田空港地域共生委員会（以下「共生委員会」という。）などの場を通じて整理されたところである。

さらに、平成10年7月に国が公表し、同年12月に地域からの意見等を踏まえ、新たに取りまとめた「地域と共生する空港づくり大綱」において、共生策、空港づくり、地域づくりを三位一体として進める基本理念が示されている。

成田空港は、この基本理念に基づき、平成14年4月の平行滑走路の供用開始をはじめとした機能の拡充が図られてきており、また、平成30年3月には、更なる機能強化として第3滑走路の整備や平行滑走路の3,500メートル化に着手することが、国、県、空港周辺市町及び成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）で構成する四者協議会で

合意されたところである。

したがって、土地利用の基本的な方向としては、土地利用対象地域内における土地利用の変化、空港の施設整備、高規格幹線道路、鉄道等の整備、さらには空港関連産業、住宅等の立地条件の向上を踏まえ、これらに適切に対応していくことはもとより、成田空港問題の平和的な帰結となった地域と空港の共生の実現を図りながら、空港との共栄を目指し、以下のとおりその方向を定めることとする。

(一) 生活環境の保全

円卓会議では、成田空港の運用に伴って生じている航空機騒音障害のほか、電波障害、航空機からの落下物、スプロール化の進展、移転による集落機能の低下等の生活環境に関する様々な問題が地域へのマイナスの影響として整理され、地域と空港の共生に向けて解決を図らなければならない課題とされた。

これらの課題は、円卓会議の合意事項として、平成6年12月から平成21年1月までの間、学識経験者、地元住民代表及び地方公共団体で構成する共生委員会において点検され、また、併せて住民からの意見及び要望の相談、さらには成田空港の運用に関する情報公開の要請等が実施されたことによって、共生に向けて大きな前進が図られることとなった。

なお、平成21年4月には、その後継組織として「成田空港地域共生・共栄会議」が発足し、地域と空港の共生理念の継承のみならず、地域と空港の共栄を目指し活動している。

また、平成9年7月、新東京国際空港公団（現空港会社）、千葉県及び関係市町の出えんにより、財団法人成田空港周辺地域共生財団が設立（平成24年に公益財団法人に移行）され、平成9年10月1日から公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）に基づき指定された第一種区域に隣接する区域の住宅に対する防音工事への助成等の事業を開始するなど、騒音対策を中心に地域の実態に即したきめ細かな対策を講じているところである。

土地利用対象地域では、今後空港の発着回数拡大や高規格幹線道路

等の整備によって空港関連産業や住宅等の立地条件が更に向上するものと考えられ、土地利用の基本的な方向としても、この動向と将来の成田空港の運用方法をも勘案しながら騒音障害の防止に配慮した適正かつ合理的な土地利用を推進し、マイナスの影響の解消に努めるとともに、騒音障害の未然の防止に配慮しながら生活環境の保全と生活利便性に恵まれた地域の実現を図ることとする。

具体的には、生活環境保全のため、防音林及び防音堤の計画的な整備を促進し、騒音の低減に努めるほか、成田空港の建設及び周辺地域の開発によって失われた自然の回復、騒音によって狭められた生活空間の補完のための公園、緑地及びレクリエーション施設の整備、成田空港の機能の拡充と地域の都市化に対応した防災施設の整備等の推進を図ることとする。

(二) 地域振興

土地利用対象地域では、成田空港の建設を契機として成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和45年法律第7号。以下「成田財特法」という。）に基づく各種公共事業の積極的な展開によって、都心と成田空港を結ぶ道路、農業基盤整備等の地域振興のための基盤整備が進んでいる。

また、成田空港内の事業所や成田空港の機能の拡充による各種の空港関連産業の進出は、住宅地の整備やこれに対応した商業やサービス業の立地を促進させ、雇用機会の拡大や生活利便性の向上などをもたらしている。

しかしながら、成田空港問題における経過のなかで、これら成田空港からの波及効果を地域内に適正に配分していくための土地利用の誘導が十分にできなかったため、空港周辺地域における地域間格差などが生じており、地域振興の重要な課題となっている。

現在、土地利用対象地域では空港の発着回数拡大、高規格幹線道路の整備並びに鉄道及びバスの輸送力増強によって空港関連産業等の立地条件が一層向上するものと考えられ、土地利用対象地域の発展可能性を生かした積極的な施策の展開によって地域間格差の是正を図り、成田空港と調和のとれた地域の形成を図っていくことが重要となっている。

また、国、県、空港周辺市町及び空港会社の四者は、成田空港の更なる機能強化をはじめ、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）や北千葉道路等の道路ネットワークの整備が進展することにより、空港周辺地域のポテンシャルが飛躍的に向上することが期待されることから、平成30年3月に成田空港周辺の地域づくりに関する「基本プラン」を策定し、その効果を空港周辺市町にくまなく波及させる取組を進めている。

したがって、土地利用の方向としても「基本プラン」の取組を基本に、騒音障害の防止に配慮した適正かつ合理的な土地利用を推進し、自然環境と都市的機能の調和のとれた地域の実現を図ることとする。

具体的には、地域の主要な産業である農業について、引き続き生産基盤の整備を図りながら、担い手への農地集積や成田空港を活用した輸出拡大、農業のスマート化等による産地の競争力強化と高収益型農業への転換を通じて、農業の活性化に向けた土地利用を図ることとする。

さらに、既存の地場産業や中小企業の活性化を図るため、成田空港を有する立地優位性を踏まえながら、農商工連携や6次産業化を支援するとともに、産業用地の確保や企業誘致、成田空港を起点とした広域的な観光振興施策に取り組む。

また、その効果を空港周辺地域に波及させるために、圏央道や北千葉道路等の高規格幹線道路をはじめとした広域的なインフラ整備を進める。

住宅地の整備については、騒音の著しい地域への立地が規制されているが、今後、空港の発着回数拡大や高規格幹線道路の整備に伴う空港関連産業の立地によって更に需要が増加するものと予想され、計画的な土地利用を推進していくなかで適正な配置に努め環境の保全を図るとともに、地域内交通網等の連携によって利便性を確保することとする。

さらに、生活環境基盤の整備のため、高規格幹線道路の整備、鉄道及びバスの輸送力増強と連携した市町道等の地域内交通網の整備、道路、公園、上下水道等都市的な生活基盤の整備、移転跡地の有効活用並びに農業集落排水施設等の整備による生活環境の改善等を推進していくこととする。

なお、各種振興策の実現に当たっては、各関係機関が一体的に取り組むとともに、成田財特法の活用など必要な財源措置を講じながら財政

負担の軽減を図ることとする。

3 土地利用対象地域の地区区分とその土地利用の方向

土地利用対象地域の地区区分別の土地利用の方向は、次のとおりとする。

(一) 防止特別地区

防止特別地区は、防止地区のなかでも特に著しい騒音が及ぶ地域とされており、住環境には適さない地区となっているが、一方では空港近接地という利点を持つ地区である。

騒音障害を防止するという観点から、原則として新たな住宅等の建築が禁止されるとともに、用益の制限により生ずる損失の補償や土地の買入れ、移転の補償等が行われることとなっている地区であるが、一方では、生活を続ける住民に対して、環境の保全や生活利便性を引き続き確保する必要がある地区となっている。

したがって、土地利用の方向としては、引き続き農業のための利用を基本とするとともに、移転跡地については、適正な管理を促進し、地域住民の交流の場としての公園や広場、地域振興に資する事業への活用など、地域の実情に即した有効活用を図ることとする。

また、騒音を緩衝する緑地帯及び水源かん養のための森林を整備し、失われた緑の計画的な回復を図るなど環境の保全に配慮しながら、航空機騒音の影響を受けにくい工業及び流通業務等の空港近傍地としての立地優位性を生かした産業用地への利用、公園、レクリエーション等の用地としての利用を促進することとする。

(二) 防止地区（防止特別地区を除く。）

防止地区は、著しい騒音が及ぶ地域であり、新たに建築される住宅等については、防音上有効な構造とする必要が生じる地区である。

したがって、土地利用の方向としては、防止特別地区と一体的に農地及び林地の保全整備を進め、大規模な住宅地の開発は抑制していくことを基本とする。

しかしながら、本地域は過疎化の抑制や集落再建等の視点から、空港予定地や防止特別地区からの移転地としての利用も考えられるので、

移転地としての土地利用について関係機関で協議して進めることとする。

なお、防止地区内に生活し続ける住民に対しては、引き続き環境の保全や生活利便性が確保できるよう努めることとする。

また、防止特別地区と同様に、航空機騒音の影響を受けにくい工業及び流通業務用地への利用、公園、レクリエーション等の用地としての利用を促進していくとともに、高規格幹線道路、鉄道等の整備と合わせ商業業務用地としての利用も図ることとする。

(三) 防止地区と一体的に土地利用を図るべき地域

防止地区と一体的に土地利用を図るべき地域は、建築等の制限がない地域であり、防止地区における土地利用の制限を補完しながら、一体的に土地利用を図る地域である。

したがって、土地利用の方向としては、防止地区と同様に農地及び林地の保全整備のための利用を図るとともに、空港予定地及び防止特別地区内からの移転者や、今後増加することが予測される空港関連産業等の従業者に対する住宅用地としての利用を促進し、高規格幹線道路、鉄道等の整備と連携させ、適正に配置することとする。

なお、防止地区の隣接地では、航空機による騒音の影響を考慮する必要があり、環境の保全や生活利便性の確保に努め、住環境の計画的な整備を推進することとする。

さらに、成田空港周辺地域の交通網の整備を推進することによって、成田空港と周辺地域及び地域間の連携による利便性を確保しながら、工業、商業業務、流通業務、レクリエーション等の用地としての活用を図ることとする。

四 施設の整備に関する基本的事項

土地利用対象地域について、三に掲げる航空機の騒音により生ずる障害の防止に配慮した土地利用の基本的な方向を具体化するため、次のとおり各種施設整備に関する基本的事項を定めることとする。

1 航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設

防音林及び防音堤の計画的な整備を促進し、騒音の低減に努めるほか、

航空機騒音が特に著しい地域については、緩衝緑地としての林地の保全を図るとともに、成田空港の建設や周辺地域の開発によって失われた緑の回復を促進することとする。

2 生活環境施設

地域内の生活関連交通網として、市町道や芝山鉄道の整備を促進し、利便性の向上を図るとともに、道路、河川、公園、上下水道等の整備によって都市的な生活基盤に恵まれた健全なまちづくりを推進することとする。

さらに、空港機能の拡充や地域の都市化に対応して必要となる防災施設や一般廃棄物処理施設等の計画的な整備を図るとともに、今後の人口増大への対応はもとより、急速な高齢化の進展や女性の積極的な社会進出に対する支援策として、教育施設、社会福祉施設等の整備を促進することとする。

3 産業基盤施設

地域の主要産業である農業の振興策として、重要な役割を担う成田用水の大規模耐震対策及び老朽化対策などの施設更新事業等による安定的な農業用水の確保や、地域の営農ビジョンに基づく水田の大区画化及び畑利用が可能となるほ場整備を推進することとする。

商工業の振興では、成田空港の機能の拡充や地域内交通網の整備に伴い、空港周辺地域の立地環境の優位性が高まることで増加が見込まれる企業の進出に対応するため、その受け皿となる産業用地の確保のあり方について検討を進め、新たな雇用を創出する企業誘致に取り組むとともに、増加が見込まれる国内及び海外旅客を地域の観光振興につなげる周遊観光ルートの創出等の施策を展開していくこととする。

4 国土保全施設

空港拡張区域については、雨水の流出対策を施すことにより、流出量の抑制を図る。また、空港周辺地域については、流域での開発状況等を踏まえて、河川改修等の検討を行い必要な対策を講じる。

なお、河川改修等に当たっては、河川利用や親水性等に配慮することと

する。

5 スポーツ又はレクリエーションに関する施設

スポーツ又はレクリエーションに対する需要の高まりや多様化するニーズに対応するため、公園、自転車道等を整備するとともに、既存の施設についても再整備を行い、機能の拡充を図ることとする。

6 その他地域の振興に寄与する施設

地域住民及び成田空港の利用者の交通利便の更なる向上を図るため、成田スカイアクセス線を活用した国の「都心直結線」の検討等に協力していくとともに、空港周辺地域における公共交通ネットワークのあり方について調査検討を進め、交通事業者に対し、新たなバス路線の展開や鉄道利便性向上のための働きかけを行う。

また、芝山鉄道線については、東成田駅から芝山千代田駅間が完成したが、更なる延伸について検討することとする。

地域の都市化や関連企業の進出等に対応し、物流の効率化、企業立地の促進及び観光振興を図るために、圏央道や北千葉道路等の広域的な幹線道路の整備を促進するとともに、成田空港へのアクセス強化や地域振興を図るために、国道296号や県道成田小見川鹿島港線をはじめとした空港周辺道路や市町道等の地域内交通網の整備等を進めることとする。

また、地域の豊かな自然や、産業、芸術を生かした公園等を騒音区域内を中心に配置するなど、騒音下の地域振興を図ることとする。

五 各市町の土地利用と施設の整備

三及び四に掲げる各市町の土地利用と施設の整備に関する基本的事項は、次のとおりである。

成 田 市

- 1 農地及び林地については、極力これを保全し、農地にあつては、農作業の効率化と農業生産性の向上のため、土地改良事業等を促進し、農道及び農業用排水施設などの整備を進めるとともに、適正な維持管理に努めるなど、農業生産基盤整備の拡充と強化及び遊休農地の発生の抑制と活用を

図る。

さらに、地域農業の活性化のため、農産物の高付加価値化に資する生産基盤等の整備を図り農業経営の高度化を促進するとともに、空港周辺の自然や遊休農地などを活用した市民農園や体験農園、滞在型農園などの整備を促進し、都市と農村との交流の拡大を図る。空港会社所有農地については、担い手農家への貸付けにより規模拡大に寄与するとともに、景観形成作物の栽培などにより良好な環境形成及び環境にやさしい農業の実践を促進する。

林地にあつては、間伐、枝打ち、下草刈などを実施し、優良森林の育成に努めるとともに、市の貴重な自然である空港周辺地域の樹林、里山を環境及び景観資源として保全、整備するとともに、環境学習、レクリエーションの場として活用を図る。

- 2** 三里塚地区等の商業地は、地域住民の生活利便性を高める生活拠点として、商業及び業務機能の充実を図る。

ウイング土屋地区は、商業及び業務施設等の集積が図られた中核的な商業地となっていることから、引き続き全市的な商業及び業務機能の拠点として、機能の充実を図る。

畑ヶ田地区では、国際医療福祉大学医学部附属病院の建設が進められており、今後は病院周辺における医療関連産業の集積が期待されることから、空港周辺地域のポテンシャルを生かし、新たな産業拠点の形成を図る。

加えて、県道成田小見川鹿島港線周辺や国道295号周辺では、圏央道や北千葉道路の整備に伴い、空港と広域交通ネットワークを生かした開発需要が見込まれることから、空港関連産業など、計画的に開発を誘導する。

成田空港へのアクセス性の向上のため、圏央道及び北千葉道路の早期整備を促進する。

空港と都心を直結する成田スカイアクセス線など、鉄道の利便性を高め、成田空港へのアクセス性の向上を図るとともに、駅周辺の活性化を図る。また、(仮称)土屋駅の設置検討について、関係機関と連携しながら推進するとともに、国際医療福祉大学医学部附属病院周辺における新たな産業拠点とのアクセス性を高めるため、新駅を含めた交通体系の構築を推進する。

- 3** 既存の豊住工業団地、野毛平工業団地及び大栄工業団地の運営や環境

整備に対する支援を行い、空港関連の物流施設立地などを促進する。

また、成田空港のポテンシャルと圏央道及び北千葉道路の整備効果を生かし、物流機能などの商工業の活性化につながる業務機能の誘導を図る。

新生成田市場の輸出拠点機能や交流施設の整備効果を生かし、周辺地域の農業振興や経済発展をけん引する拠点形成を進める。

- 4** 三里塚地区等の市街地では、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の推進により、計画的に都市機能の誘導を図ることで、更なる人口の定着を図る。

今後は、空港機能の拡充等による空港関連産業の従業員の増加が見込まれることから、新駅周辺や新たな産業拠点の周辺において、計画的に市街地整備を進める。

さらに、地域と空港が共生するまちづくりの一環として、成田空港周辺の環境整備を図るとともに、地域振興を推進する。あわせて、地域の活性化に資する地域コミュニティ及びレクリエーションの拠点整備を進める。

騒音区域からの移転については、住民の意向や実情を踏まえ、空港会社が行う移転者対策が円滑に行えるよう協力する。

- 5** 観光客のアクセスや回遊性を高めるため、主要な幹線道路沿道の交通拠点や観光拠点において、駐車場や観光情報提供施設などの整備を促進する。

国内外の観光客にわかりやすい観光地づくりを進めるために、観光施設や、空港周辺、幹線道路などにおける観光案内表示の多言語化など、統一的なサイン計画の推進に努める。

成田空港を国際交流拠点とした情報発信機能を活用するとともに、交流やにぎわいの拠点施設となる「空の駅さくら館」等の更なる活用と充実を図る。

自然環境と地域の特性を生かしたスポーツ環境づくりのために、自然体験型スポーツ施設の整備を推進する。また、十余三パークゴルフ場の拡張整備を行う。

下総運動公園、大栄B&G海洋センター及びナスパ・スタジアムなどを地域のスポーツレクリエーション拠点として有効利用を図る。

自然と親しむ環境をつくりだすために、根木名川等で自然環境に配慮した河川整備を推進する。

また、自然や水と親しめる空間として、サイクリングコースや桜を中心とした花の回廊の整備などを推進する。

- 6 成田富里いずみ清掃工場の余熱利用施設の整備を進め、新たな交流機能の形成と地域振興を図る。

また、成田空港周辺の緑地の保全や整備を積極的に展開し、市民ニーズを踏まえつつ、いずみ聖地公園等の整備を推進する。

山 武 市

- 1 優良農地については、極力保全しながら、農地の高度利用と農業生産基盤の一層の整備によって生産性の向上を図るとともに、農業集落排水施設等の整備を推進し、農村集落の生活環境の充実に努める。

また、労働条件の改善を図りながら後継者の育成に努めるとともに、農地を多面的に活用した観光農園や貸し農園などのふれあい農業の振興を促進する。

林地については、計画的な森林施策を進めるとともに、山武杉の美林地区の設定や森林の総合的な利用を可能とする森林づくりに努める。

- 2 商業地については、市民の生活利便性の向上を目指し、市街地整備と一体となった共同店舗などによる既存の商店街の再整備を図る。

また、大型商業施設を誘致し、周辺地域の計画的な開発を進めるなかで都市と農村が交流できる多機能型商業街区の整備を図るなど、農業との連携による地域特性を生かした商業の振興に努める。

- 3 既存の松尾工業団地及び松尾台工業団地は、周辺環境の整備を図るとともに、圏央道の整備の進展による交通条件の向上に対応した新たな工業団地の立地可能性を探る。

- 4 J R 松尾駅を中心とする地域の周辺整備を行い、鉄道施設整備事業によって、駅南側地域の活性化を図り、長生・山武地方の北部地域での拠点性の向上と交流の拡大を目指す。

- 5 市民のスポーツ又はレクリエーション需要に対応し、参加の場と機会の拡充に努めるとともに、適切な助言や指導を行うスポーツ指導者などの育成を図り、市民が気軽にスポーツやレクリエーションに参加できる環境づくりに努める。

香取郡 多古町

- 1 農地については、空港の機能強化及び圏央道の整備に伴う都市的な土地利用の展開と均衡のとれた保全に努めるとともに、ほ場整備等の農業生産基盤整備を推進し、農業経営の安定化及び合理化を促進する。

また、農業集落排水施設等の適切な維持管理を行い、農村集落の生活環境の保全に努める。さらに、農村のもつ自然や歴史的文化資源を生かし、都市と農村の交流を深めるなど、活力ある農村社会の形成に努める。

林地にあつては、治山治水や地下水のかん養、景観形成など森林の有する多面的機能を維持するため、森林資源の保全に努める。

- 2 空港の機能強化及び圏央道の整備を契機とした商業構造の変化に対応するため、圏央道に隣接した地域及び国道296号周辺において、商業施設の立地を促進するとともに、既存商店街の活力を高めることにより魅力ある商業拠点の形成を図る。

- 3 多古工業団地については、工業専用地域としての生産環境の維持と周辺環境との調和に努め、地域の雇用の場の確保と人口の定着を促進する。

また、今後整備される圏央道のインターチェンジ周辺地域については、成田空港に隣接する優位性と広域交通の利便性を生かし、複合機能を有する広域交流拠点の形成と物流施設等の企業誘致に努める。

- 4 多古地区を中心とした既成の市街地については、用途地域に即した土地利用の計画的誘導や建築指導などに努める。また、多古地区多古台については、自然と調和した良好な住宅地の形成を基本としつつ、適切な土地利用の誘導に努める。

用途地域に指定されていない地域については、空港の機能強化及び圏央道の整備による発展可能性を的確に捉えるため、都市計画マスタープランなどを踏まえつつ、空港従業員の住宅用地や商業地域などと自然環境とが調和した、秩序ある土地利用を推進する。

また、空港の機能強化に伴う移転者が、集落機能を維持し、引き続き良好に生活できる住宅用地を整備する。

- 5 自然資源や歴史的文化資源を観光資源として活用し、道の駅やあじさい遊歩道などを拠点とした観光需要の喚起を図るとともに、来訪者のニーズに適切に対応するため、観光サービスの充実に努める。また、空港隣接地に空港眺望公園等の新たな集客や交流の拠点の整備を図る。

山武郡 芝山町

- 1 農地については、空港の機能強化を生かしたまちづくりとの均衡を図りつつ、その保全に努める。また、農業用用水施設等の農業生産基盤の機能を生かした施設園芸、露地野菜の栽培などの振興を図るとともに、労働力軽減のため、農産物の選果場施設などの農業施設の利用を促進する。

さらに、多品種作付け可能な肥沃な農地と首都圏近郊の利点を生かし、消費者ニーズへの即応を図ることで、安定した農業経営と営農環境づくりの実現に努める。

林地については、騒音を緩衝する機能、水源かん養機能及び景観機能を維持するため積極的に保全を図るとともに、その整備に努める。

- 2 小池地区については、既に役場、文化センター、保健センター、道の駅等の公共施設及び小規模店舗等の商業施設があり、成田空港に接続するバス路線の経由地にもなっている。これらを活用して商業、行政サービス、福祉医療等の各種機能を誘導して町民生活サービスの中核としての充実を図る。

千代田地区については、成田空港に隣接することから、そのメリットを最大限に活用し、芝山千代田駅周辺の開発と駅を中心とした交通体系の整備による発展の可能性を的確に捉え、空港関連の業務機能、商業機能、ホテル機能などの導入を図りながら、道路、公園、上下水道等の都市基盤施設の整備を行い、成田空港の隣接地にふさわしい魅力ある市街地の形成を推進する。

また、国道296号及び県道成田松尾線沿いには商業サービス施設の立地誘導を促進し、沿道型商業地区の形成を図る。

- 3 既存の芝山工業団地、芝山第二工業団地及び空港南部工業団地については、良好な環境の維持保全に努める。

また、成田空港の南側には国際物流に関する流通加工等の各種業務需要に応えるため、岩山地区の幹線町道を整備し、多機能型物流センターの整備促進を図る。

- 4 小池地区については、役場や文化センター、保健センター、道の駅等の既存公共施設を核として、道路、公園、上下水道等の都市基盤施設の整備を図る。さらに、成田空港に接続するバス路線等の公共交通ネットワークの充実や道の駅の機能強化とともに周辺の住宅地整備を図り、中心的市街

地としての整備を推進する。

また、千代田地区については、芝山千代田駅に隣接する区域であるため、その利便性を生かした良好な環境を有する住宅地の形成を図る。

さらに、岩山地区については、既に県道八街三里塚線沿線に商業施設等が立地し市街化の進展が見られることから、空港の機能強化に伴う移転対象者の受け皿として、計画的な市街地整備を進める。

なお、空港の機能強化による移転地域は、集落機能を維持し、良好な居住環境を有する住宅地として整備する。

- 5 航空科学博物館、空の駅風和里しばやま、ひこうきの丘、芝山水辺の里等の空港南側エリアを「スカイパークしばやま」と総称し、町北部の文化及び観光の拠点として充実を図るとともに、町南部の道の駅風和里しばやま、芝山仁王尊、はにわ博物館、芝山公園等と連携した観光及びレクリエーションのルートの形成を図る。

- 6 空港機能の拡充等による道路網の整備が見込まれるため、芝山千代田駅と町内各拠点等を結ぶバス路線などの公共交通体系の構築を推進する。

なお、空港とこれらの地区を結ぶ交通軸としての芝山鉄道線延伸については、関係機関による更なる検討を進める。

山武郡 横芝光町

- 1 農業に適した自然条件に恵まれた地域であり、成田空港に近く、東京などの大消費地からも比較的近い距離にあることから、立地条件を生かし、農業生産基盤の整備や担い手の育成に努めながら、付加価値が高く収益性の高い農業の育成を図る。

林地については、環境保全、景観整備の観点から極力保全に努める。

- 2 地域経済を活性化し住民の雇用の場を確保するため、成田空港への近接性や広域的交通の利便性などを生かし、意欲ある若手人材を確保しながら、地域特性を踏まえた商工業の振興を図る。

J R横芝駅前や横芝光インターチェンジ周辺などの整備と併せ、商業機能の充実を図る。

さらには、活力ある都市づくりを進めるため、未利用地等を有効活用し、新しい産業の誘致や、農業振興と連携した観光等地域産業の振興、農業と観光と商業の連携促進等を図る。

- 3** 既存の横芝工業団地、ひかり工業団地及び北清水地区の工場集積地については、産業拠点として充実を図る。

圏央道の整備による交通条件の改善等立地環境の向上を踏まえ工場等の産業立地を進める。

- 4** 無秩序な開発を防止し快適な居住環境を維持及び創出するため、民間宅地開発が適正に行われるように指導する。

また、「空港と共生する地域づくり」に向け航空機騒音対策の充実と地域振興に資する取組の実施促進に努めていく。

- 5** 栗山川、九十九里浜、緑の丘陵などの自然資源や、地域に根差した歴史的及び文化的資源を活用しながら、多様な主体の協働の下に、観光や交流の活性化を図る。

海や川などの地域資源をつなぐ観光周遊コースの設定を進め、関係団体と連携の下に、田園や水辺を生かした滞在型及び体験型交流などのニューツーリズムの振興を図り、併せて、地域資源を活用しながら魅力的な観光商品の開発や観光産業の活性化を図る。

成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針

昭和57年11月22日 決 定

平成12年 6月20日 変 更

平成19年 2月20日 変 更

平成23年 3月 4日 変 更

平成30年12月18日 変 更

千葉県総合企画部空港地域振興課